

令和5年9月29日

各課等長様

市民生活課長 兼 消費生活センター所長
木山 聡江

「電気料金の未払いがあるので停電する」の自動音声電話詐欺について

日頃から、消費生活センター業務にご協力いただきありがとうございます。

さて、今週に入り、松山市内全域で、「電気料金の未払いがあるので停電する」という自動音声電話が多数確認されています。

具体的な事案を下記に紹介しておりますので、職員の皆様に周知していただくとともに、ご家族やご近所にこのような事案があることをお知らせいただくなど、注意喚起にご協力ください。

今後とも、消費者トラブルの未然防止にご協力いただきますようお願いいたします。

記

事案1

80歳代女性の固定電話に「電気料金の未払いがあるので電気が止まります」と音声ガイダンスの電話があり、電話の途中で警察官や検察官を騙る男が電話に出て、「あなたは詐欺に遭っています。暴力団があなたの口座を持っています、裁判になります。調査に必要なので、キャッシュカードと通帳を自宅のポストに入れてください」と言われ、これを信用した女性は、相手方の指示に従い、後日、自宅のポストに女性名義のキャッシュカードと通帳を入れて、だまし取られた。

事案2

60歳代女性の固定電話に「電気料金の未納があり、2時間後に停電します」と音声ガイダンスの電話があり、電話の途中で警察官を名乗る男性の声で「あなたの銀行口座が犯罪に利用されている」と言われ、その後、検察官を名乗る男性から電話があり、「犯罪に加担したこととなり、罪に問われる」と言われて、これを信用した女性は相手方の指示に従い、相手方の指定する電話番号に毎日電話をかけていたところ、後日、検察官を名乗る男性から「今から通帳とキャッシュカードを取りに行くので、封筒に入れて玄関のポストに入れてください」と言われたことから、相手方の指示に従い、女性や親族名義の通帳とキャッシュカードを自宅のポストに入れて、だまし取られた。

お問い合わせ

市民生活課

消費生活センター担当（吉岡、秀野）

TEL：948-6381